

(概要) 商標法の規定に基づく告示案の対象となる国の紋章等の一覧

	国・国際機関	根拠条文
1	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	第4条第1項第2号
2	イタリア共和国	第4条第1項第5号
3	モンゴル国	第4条第1項第2号
4	セルビア共和国	第4条第1項第5号
5	欧州共同体諸機関翻訳センター・欧州連合諸機関翻訳センター	第4条第1項第3号
6	合同核研究所	第4条第1項第3号
7	国際民間防衛機関	第4条第1項第3号